令和 8 年 5 月 1 日
業務部首席関税鑑査官

照会者の皆様へ

～ メール照会に関するお願い ～

事前に貨物の概要を確認のうえご照会ください

関税分類に係るメール照会において、照会貨物に関する情報が不十分であるためHSコードを回答できないケースが見られます。
照会貨物に関する情報が不足していると十分な検討ができず、質問を繰り返すことなどにより回答までに時間を要します。

迅速かつ適正に回答するため、メール照会に際しては別表をご参照のうえ、照会貨物の品名のみで照会することなく、「貨物の概要説明」欄に貨物の説明（製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等）及び分類意見を記載し、画像等の参考資料があれば添付してください。
また、カタログ、取扱説明書等の参考資料を添付する場合は、大量の資料をそのまま添付せず、分類検討に必要な部分を抽出するなど、参考となる部分を明確にしてください。外国語の資料を添付する場合には、日本語による要約を付してください。

なお、照会貨物によっては、さらに情報が必要な場合がありますのでご了承ください。

（別表）

関税分類に必要な貨物の情報

関税分類	品目	必要な情報	留意事項
第 2 類～第 24 類	食品全般	100%ベースの成分割合	原則として製品における割合が必要です。
	食品全般	照会貨物の画像	分類により必要な情報は異なりますが、画像があれば照会貨物をイメージできるため検討しやすく、また、不明な点を質問しやすくなります。
	食品全般	詳細な製法	「cooking」や「preparation」など具体的でない工程については詳細をご確認ください。 （例） ・加熱工程がある場合は、加熱方法、温度、時間 ・発酵工程がある場合は、発酵の種類（アルコール発酵など） ・酵素処理工程がある場合は、酵素の種類あるいは何を分解しているか。
第 23.09 項	飼料	成分割合、包装の詳細	関税率表の品名欄を確認し、必要な情報をお知らせください。 （例） ・粗たんぱく質の含有量 ・乳糖の含有量 ・単価 ・包装（表示、気密容器か否か）
第 22.03 項～第 22.08 項	酒	製法、アルコール分、エキス分、 発泡性のあるものは、ガス圧	酒税率を検討するうえで、必要になります。
第 27.10 項	石油類	製法、成分割合、比重、蒸留試験など	蒸留試験については、国内分類例規【27 類 1.石油又は歴青油の性状試験等】をご覧ください。
第 28 類～第 38 類	化学品全般	製法、成分割合、容量、包装、使用方法など	SDS（危険なもののみ記載）があれば回答できるものではありません。SDS では必要な情報が得られません。
第 29 類	有機化合物	成分割合、CAS 番号及び化学構造式	構造分類のため化学構造式が必要です。
第 39 類	樹脂	単量体の化学構造式・重量割合及び重合体の平均重合度	重合体は単量体ユニットの重量割合により分類が異なるため、単量体の重合割合が必要です。

第 40 類	合成ゴム	成分割合具体的なゴムの化合物名化学構造式 第 40 類注 4 の規定を満たしているか	「ゴム製品です。」「合成ゴムのペレットです。」ではお答えできません。 ゴムの化合物名、不飽和の合成物質か否か、品目分類における合成ゴムの要件を満たしているかを説明していただく必要があります。
第 50 類～第 60 類	糸、生地	生地は編物か織物かそれ以外か 具体的な繊維の種類／混紡割合 プラスチックやゴムなどを塗布、被覆しているか生地の1㎡あたりの重さ異なる色の糸を使っているか など	糸や生地は必要となる情報が多く、綿の生地、ポリエステルの糸、ポリのニットだけでは回答できません。
第 61 類及び第 62 類	衣類	生地は編物か織物かそれ以外か 具体的な繊維の種類／混紡割合 異なる色の糸を使っているか ししゅうはあるか男性用か、女性用か、男女兼用か乳幼児用は衣類のサイズ 製品の画像／着用時の状態 など	衣類は必要となる情報が多く、コート、ズボン、シャツ、セーター、トレーナー、カットソー、肌着といった一般名称では回答できません。
第 64 類	履物	材料（甲、本底、附属品、補強材等）、構造、底の性状、製法、用途等	最低限以下のものを提供願います。 ・画像（爪先側、かかと側、横（内側と外側）、上、下（底）） ・各パーツの材料 ・用途（例：体操用靴、登山靴）とその構造 画像では判断がつかないことがあります。 その際はサンプルを持参いただく場合があります。
第 84 類、第 85 類、第 90 類	機械等機器類	材質、構造、機能、用途等	照会貨物が部分品の場合は、本体の情報と、本体のどの部分に使用され、どのような役割を持つかをお知らせください。

※本別表に記載の「関税分類」、「品目」は目安としてご参照ください。